

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の不正防止計画の一部を改正する要綱をここに公布する。

2022年 2月10日

公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会委員長

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の不正防止計画の一部を改正する要綱

公立大学法人神戸市看護大学公的研究費の不正防止計画（2019年 4月 1日公立大学法人神戸市看護大学不正防止計画推進委員会決定）の一部を次のように改正する。

(改正前)	(改正後)																
<p>(ルールの特明確化及び統一化)</p> <p>第4条 公的研究費におけるルールの明確化及び統一化に係る不正防止計画については、次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="196 981 782 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="196 981 397 1046">不正発生要因</th> <th data-bbox="397 981 782 1046">不正防止計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="196 1046 397 1391">略</td> <td data-bbox="397 1046 782 1391">1, 2 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	不正発生要因	不正防止計画	略	1, 2 略									<table border="1" data-bbox="842 981 1425 1391"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 981 1043 1046"></th> <th data-bbox="1043 981 1425 1046"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 1046 1043 1391"></td> <td data-bbox="1043 1046 1425 1391">3 <u>コンプライアンス研修終了後に、適切な知識の習得を確認するために理解度チェックを実施する。</u></td> </tr> </tbody> </table>				3 <u>コンプライアンス研修終了後に、適切な知識の習得を確認するために理解度チェックを実施する。</u>
不正発生要因	不正防止計画																
略	1, 2 略																
	3 <u>コンプライアンス研修終了後に、適切な知識の習得を確認するために理解度チェックを実施する。</u>																
<p>(関係者の意識向上)</p> <p>第5条 公的研究費における関係者の意識向上に係る不正防止計画については、次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="196 1724 782 2013"> <thead> <tr> <th data-bbox="196 1724 397 1789">不正発生要因</th> <th data-bbox="397 1724 782 1789">不正防止計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="196 1789 397 2013">略</td> <td data-bbox="397 1789 782 2013">1～3 略</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	不正発生要因	不正防止計画	略	1～3 略							<table border="1" data-bbox="842 1724 1425 2013"> <thead> <tr> <th data-bbox="842 1724 1043 1789"></th> <th data-bbox="1043 1724 1425 1789"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="842 1789 1043 2013"></td> <td data-bbox="1043 1789 1425 2013">4 <u>教員への啓発のため、公的研究費の使用上、特に注意すべき点</u></td> </tr> </tbody> </table>				4 <u>教員への啓発のため、公的研究費の使用上、特に注意すべき点</u>		
不正発生要因	不正防止計画																
略	1～3 略																
	4 <u>教員への啓発のため、公的研究費の使用上、特に注意すべき点</u>																

	_____ _____ _____
5	関係者全員に対し て、 <u>3カ月ごとにメー リングリストを利用 し、実際に発生した不正事案（文部科学省のHPから抜粋）や不正発生要因について送信し、不正防止に関する啓発活動を実施する。</u>
6	関係者全員に対し て、年に1回、研究費の使用・管理に関する意識調査を実施し、結果報告することで意識向上につなげる。

（公的研究費の適正な運営及び管理）

第7条 公的研究費の適正な運営及び管理に係る不正防止計画については、次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。

不正発生要因	不正防止計画
略	略
出張事実の確認が不十分であるため、カラ出張及び水増し請求を防止できない。	1～3 略 _____ _____ _____ _____

	4 <u>出張の実態確認のため、無作為抽出した研究課題に対し、聞き取り調査及び出張先に直接電話をかける。</u>

略

略

(モニタリングの実施)

第8条 公的研究費におけるモニタリングの実施に係る不正防止計画については、次の表の左欄に掲げる不正発生要因の区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。

不正発生要因	不正防止計画
略	1, 2 略 _____ _____ _____

--	--

	3 <u>専門的知識を有する公認会計士に研究費使用及び管理に関する監査を依頼する。</u>

附 則

この計画は、公布の日から実施する。